別表 法第87条の規定に基づく開示の実施の方法(同条第1項の規定に基づく電磁的記録の開示の方法を含む。)

- 別え	別表 法第 87 条の規定に基づく開示の実施の方法(同条第 1 項の規定に基づく電磁的記録の開示の方法を含む。)					
	法人文書		開示の実施の方法			
	の媒体の					
	種別	DD 84				
1	文書又は	閲覧	当該文書又は図画の閲覧(法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあって			
	図画(2	₩ 1	は、開示実施方法は写しの交付のみ)			
	から4ま で又は10	写し の交	当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したもの又はスキーャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R若しくはDVD-Rに複写したも			
	に該当す	付付	ヤチにより飲み取りてできた电燃的記録をCD-R石してはDVD-Rに後季したも のの交付			
	るものを	ויו	めめ気内 ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1			
	除く。)		判若しくはA2判の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フ			
	, , , ,		イルムを印画紙(縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメー			
			トル、横 254 ミリメートルのものに限る。)に印画したものの交付			
2	マイクロ	閲覧	当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧			
	フィルム		ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムをA1判以下の大きさ			
			の用紙に印刷したものの閲覧			
		写し	当該マイクロフィルムをA4判の用紙に印刷したものの交付			
		の交	ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷した			
3	写真フィ	<u>付</u> 閲覧	ものの交付 当該写真フィルムを印画紙(縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203			
ð	チ具ノイ ルム	別見	ヨ該与真フィルムを印画紙 (粧 89 ミリメートル、傾 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。)に印画したものの閲覧			
	<i>,,,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	写し	当該写真フィルムを印画紙 (縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203			
		の交	ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。) に印画したものの交付			
		付				
4	スライド	閲覧	当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧			
	(10 に定	-	当該スライドを印画紙に印画したものの交付			
	める場合	の交				
	における	付				
	ものを除く。)					
5	<u>へ。</u> 録音テー	閲覧	当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取			
	プ(10 に	写し	当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(記録時間120分のもの)に複			
	定める場	の交	写したものの交付			
	合におけ	付				
	るものを					
	除く。)又					
	は録音デ					
	<u>ィスク</u> ビデオテ	日日 臣仁	小井でごよニープフルでごよご、マルと古田藤田によりてよりとしまって祖母			
6	ピテオテープ又は	閲覧 写し	当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ (記録時間 120 のものに			
	ビデオデ	タレの交	ヨ該ヒデオケーノ又はヒデオディスクをヒデオガセットケーノ (記録時間 120 のものに 限る。) に複写したものの交付			
	イスク	付付	M 30 / 10 M 7 V / 入口			
7	電磁的記	閲覧	次に掲げる方法であって、機構が保有するプログラムにより行うことができるもの			
	録 (5、		イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧			
	6 又は 9		ロ 当該電磁的記録を専用機器 (開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備			
	以外のも		え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴			
	の)	写し	次に掲げる方法であって、機構が保有するプログラムにより行うことができるもの			
		の交	イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付 ***********************************			
		付	ロ 当該電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付 ハ 当該電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付			
			/ 、 コ i			

	法人文書		開示の実施の方法
			州小り大心の人が
	の媒体の		
	種別	<i>—</i> >	
8	電磁的記	写し	当該電磁的記録を幅 12. 7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交
	録 (7-	の交	付
	ニ又はホ	付	
	に掲げる		
	方法によ		
	る開示の		
	実施をす		
	ることが		
	できない		
	特性を有		
	するもの		
	に限る。)		
9	映画フィ	閲覧	当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
3	ルム	写し	当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
	NA	みしの交	ヨ該吹画ノイルムをモナオカヒットナーノに複手したものの父的
1.0	1 N	付	ルナッニノ アファックナロケー しゃ 本田松田 フェトル エル・エス のの知味
10	スライド	閲覧	当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
	及び録音	写し	当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
	テープ	の交	
	(同時に	付	
	視聴する		
	場合)		
備者	与		